

徳島県後期高齢者医療広域連合
地球温暖化対策実行計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

徳島県後期高齢者医療広域連合

1 目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

本広域連合は、事務事業の実施にあたり、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることとする。

2 計画期間

実行計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

なお、実行計画の計画内容及び計画期間については、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 対象範囲

実行計画は、本広域連合が実施する全ての事務事業を対象範囲とする。

4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする 7 つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進する。

5 温室効果ガスの削減目標

計画策定直近の令和 6 年度を基準とし、温室効果ガス（CO₂）の排出量を計画終了時には 5 % 以上削減することを目標とする。

	電気使用量 (kWh)	ガソリン使用量 (ℓ)	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素ガス排出量 kg)	基準年率
令和 6 年度 (基準年度)	37,663	303.41	18,180	—
令和 12 年度 (目標年度)	35,779	288	17,269	5 % 以上削減

※ 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令 143 号）第 3 条第 1 項に定められた算定方法で計算（二酸化炭素排出量＝Σ{使用量×排出係数}）。排出係数については、令和 6 年度の温室効果ガス排出量算定用として公表された値を使用（電気 0.464／ガソリン 2.32）。

6 温暖化防止に向けた取組

(1) 電気使用量削減への取組

取組事項	具体的な取組内容
照明	<input type="checkbox"/> 不必要な箇所の消灯や、退庁時の機器の電源切断を徹底する。
空調機器	<input type="checkbox"/> クールビズ及びウォームビズを推進し、冷暖房の使用を抑制する。
OA機器等	<input type="checkbox"/> 不要なOA機器等の電源を切る。 <input type="checkbox"/> コピー機等の節電機能を使用する。
エレベーター	<input type="checkbox"/> できるだけ階段の利用に努める。

(2) 燃料使用量削減への取組

取組事項	具体的な取組内容
公用車	<input type="checkbox"/> 定期的な点検整備に努める。 <input type="checkbox"/> 空ぶかしや急発進、急加速をしない。 <input type="checkbox"/> 制限速度を遵守する。

(3) その他の取組

取組事項	具体的な取組内容
廃棄物の減量	<input type="checkbox"/> 使用済み封筒の再利用を徹底する。 <input type="checkbox"/> ファイル等の事務用品について、再利用に努める。
環境物品等の導入	<input type="checkbox"/> エコマーク及びグリーンマーク等の環境ラベル商品の購入を推進する。 <input type="checkbox"/> コピー用紙は、古紙配合率の高い再生紙を積極的に購入する。
用紙類の使用量削減	<input type="checkbox"/> 両面印刷及び縮小コピーを徹底する。 <input type="checkbox"/> 不要用紙やミスコピー用紙の裏面を利用する。
資源の節約	<input type="checkbox"/> 水道水の節水に心がける。

7 計画の推進

(1) 推進体制等

本広域連合事務局長を実行計画の推進責任者とし、各課長を実行計画の推進担当者とする。

推進責任者は、計画の策定、見直し及び計画の推進を統括し、推進担当者は、計画の推進状況の把握や職員に対する啓発、情報提供等の総合的な推進を図る。

(2) 実施状況の点検及び公表

計画の推進状況については、点検を定期的実施するとともに、毎年1回、温暖化防止に向けた取組状況をホームページにより公表する。